

松浦市発注の建設工事及び建設工事に係る業務委託における
系列会社の同一入札への参加制限について

1. 実施事項

入札の適正さが阻害される恐れがある一定の関係（資金的関係、人的関係）にある複数の者（以下「系列会社」という。）の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、2に掲げる系列会社の基準に該当する場合には、4に掲げる取り扱いを行うものとする。

2. 系列会社の基準

(1) 資金的関係

次のいずれかに該当する二者以上の場合

①親会社と子会社（会社法施行規則第3条に規定する親会社、子会社をいう。）の関係にある場合

※会社Aが会社Bの総株主の議決権の過半数を保有している関係にある場合、会社Aは会社Bの親会社であり、会社Bは会社Aの子会社となる。

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、監査役を除く）

(3) 複合的關係

上記（1）及び（2）が複合して該当する二者以上の場合

3. 公告等への記載

同系列会社の基準に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を、入札公告及び入札執行通知書に記載することとし、入札参加者に入札に関する条件として明示するものとする。

4. 該当する場合の取扱い

(1) 入札無効等に関する取扱い

同系列会社の基準に該当する複数の者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として、松浦市財務規則第80条に基づき、無効として取扱うものとする。なお、指名競争入札及び随意契約についても同様の取扱いとする。

ただし、同系列会社に該当する者が、入札執行（応札前）までの間に基準に該当することに気づき、一者を除く全てが入札に参加しない場合には、残る一者の入札は無効としない。

共同企業体の場合、系列会社がある会社同士が、互いに別の共同企業体の構成員同士である場合は、いずれか1企業体のみが入札参加とする。（系列会社がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能とする。）

また、系列会社の関係にある入札参加希望者が、本通知を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合と解さない。

(2) 指名停止に関する取り扱い

前記3に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した同系列会社に該当する者は指名停止措置の対象とする。

5. 系列会社に関する有資格業者からの照会・確認への対応について

- (1) 有資格業者から自らの入札参加資格に関し、系列会社としての該当・取扱い状況について、各発注機関に照会・確認があった場合は、当該者の関係するデータについてのみ、閲覧方法又は文書により回答するものとし、電話による回答は行わないものとする。
- (2) 閲覧の際は、当該者の身分証明書又は名刺等により所属・役職を確認したうえで、閲覧に供するものとする。

6. 系列会社に変更を生じた場合の取扱い

有資格業者が系列関係に変更（新規該当、非該当、届出内容の変更）を生じた場合は、速やかに「系列会社についての届出書（変更）」を記入の上、建設課長宛に書面にて届出ることとする。

7. 適用日

この取扱いについては、令和3年6月1日以降の入札公告又は執行通知を行う入札から適用する。